

事 務 連 絡
令 和 4 年 1 月 7 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

入国者等で B. 1. 1. 529 株(オミクロン株)の濃厚接触者とされた者のうち、
検疫所が確保する宿泊施設で待機している場合への対応について

地域保健行政の推進につきましては、日頃より御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、新たな変異株である B. 1. 1. 529 株(オミクロン株)発生が南アフリカ共和国において確認されて以降、各種事務連絡を発出しており、その実施についてご協力をいただいているところです。

これに関連し、検疫所と各自治体の間における連携のあり方について、「入国者等で B. 1. 1. 529 株(オミクロン株)の濃厚接触者とされた者への対応について」（令和3年12月21日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）で整理させていただいたところですが、今般、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において、オミクロン株の患者等に対する対応方針等の中で、同事務連絡で示す自宅等の療養体制が整っている自治体においては、自治体の総合的な判断の下、感染の急拡大が確認された場合には、オミクロン株の患者等の濃厚接触者について、デルタ株等と同様、自宅等に滞在することとして差し支えないという方針を示しています。

このことを踏まえ、別添の内容について改訂いたしましたので、入国者等が濃厚接触者とされた場合の対応として、健康観察、検査、移送等がスムーズに実施されるよう改めてご留意の上、ご対応をお願いいたします。

[担当] 新型コロナウイルス感染症対策推進本部
保健班

TEL 03-5253-1111

オミクロン株陽性者の濃厚接触者対応のうち、 検疫所が確保する施設で待機している場合

別添・R4.1.7改訂

- 3日又は6日待機指定国・地域からの入国者がオミクロン株陽性者の濃厚接触者(以下「濃厚接触者」という。)の場合
→退所後は、濃厚接触者の住所地を管轄する自治体において、当該自治体の濃厚接触者対応(宿泊療養を求める又は自宅等での待機を求める等。以下同じ。)を調整いただく。
- 10日待機指定国・地域からの濃厚接触者の場合
→退所後は、濃厚接触者の住所地を管轄する自治体において、当該自治体の濃厚接触者対応に沿った調整をいただく。
ただし、退所等の調整がつかない場合には、検疫施設で引き続き待機を行わせる場合もある。
- 検疫施設が健康観察、検査、退所に係る聞き取りを濃厚接触者に実施。退所後の調整がスムーズにいくよう、検疫施設は、住所地を管轄する自治体との情報共有を実施するとともに、当該自治体が濃厚接触者に対して宿泊療養を求め
るのか、自宅等での待機を求めるのかについて確認を行う。自治体は事前に検疫施設に連絡し、濃厚接触者の退所後の受入調整(濃厚接触者対応をどのように実施していくかの情報提供を含む。)を行う。

<都道府県の判断で濃厚接触者に対して宿泊療養施設への入所を要請する場合>

- 移動先となる宿泊療養施設が検疫施設から陸路で6時間以内の場合には、濃厚接触者の住所地を管轄する自治体は濃厚接触者を迎え入れる。
- 移動先となる宿泊療養施設が検疫施設から陸路で6時間以上の場合、住所地を管轄する自治体が所在地を管轄する自治体に対応を協議するが、所在地を管轄する自治体の濃厚接触者対応の方針に従う整理とする。
- ここでは運転者が1名という前提であり、複数名で交替して運転する場合はこれに依らない。
- いずれにしても移動手段は公共交通機関を使わないこととし、バス、ハイヤー、レンタカーなどを想定。
これらについて、住所地を管轄する自治体は自ら手配するほか、民間業者に委託することも可能である。
- ※ 検査は行政検査とし、移送や宿泊療養施設に係る費用は緊急包括支援交付金の対象。

＜自宅等において待機している場合＞

- 厚生労働省から連絡を受けた自治体が、本人に聞き取り調査を実施。
- 本人に聞き取り調査を行った結果、厚生労働省から連絡を受けた保健所が管轄外の場合は、現に本人が滞在している自治体に引き継ぎを行う。
- 健康観察は滞在地の自治体で実施。本人が移動等を行うことにより、滞在地が変更となった場合には、現に本人が滞在している自治体に引き継ぎを行う。

＜検疫所が確保する施設(以下「検疫施設」という。)で待機している場合＞

- 3日又は6日待機指定国・地域からの入国者がオミクロン株陽性者の濃厚接触者(以下「濃厚接触者」という。)の場合
→退所後は、濃厚接触者の住所地を管轄する自治体において、宿泊療養施設等での滞在を調整いただく。
- 10日待機指定国・地域からの濃厚接触者の場合
→濃厚接触者の住所地を管轄する自治体において、宿泊療養施設等での滞在を調整いただく。ただし、入所等の調整がつかない場合には、検疫施設で引き続き待機を行わせる場合もある。
- 検疫施設が健康観察、検査、退所に係る聞き取りを実施。退所後の調整がスムーズにいくよう、検疫施設は、住所地を管轄する自治体との情報共有を実施。また、自治体は事前に検疫施設に連絡し、濃厚接触者の退所後の受入調整を行う。
- 移動先となる宿泊療養施設が検疫施設から陸路で6時間以内の場合には、濃厚接触者の住所地を管轄する自治体は濃厚接触者を迎え入れる。
- 移動先となる宿泊療養施設が検疫施設から陸路で6時間以上の場合は、住所地を管轄する自治体が所在地を管轄する自治体に対応を協議することとする。
- ここでは運転者が1名という前提であり、複数名で交替して運転する場合はこれに依らない。
- いずれにしても移動手段は公共交通機関を使わないこととし、バス、ハイヤー、レンタカーなどを想定。
これらについて、住所地を管轄する自治体は自ら手配するほか、民間業者に委託することも可能である。

※検査は行政検査とし、移送や宿泊療養施設、自宅療養中の生活支援等に係る費用は緊急包括支援交付金の対象。